

公益財団法人秦野市スポーツ協会役員及び評議員に対する弔意
対応基準

死亡者 区分	香典 (千円)	生花 (1万～1.5万)	弔辞	弔問者
役員及び評議員本人	10	1	無	会長
配偶者	5	無	無	会長
実父母 義(養)父母 実子	5	無	無	会長、副会長又は専務理事
前役員及び評議員	5	無	無	会長、副会長又は専務理事

※ 上記の弔意の外、見舞等については次のとおりとする。

- 1 火災見舞（被害程度は、半焼程度以上） 10,000円
- 2 病氣見舞（本人）（入院1月以上） 10,000円
- 3 対応の基準
 - (1) 香典返しは、受けない。
 - (2) 弔問先が遠隔地の場合は、弔電対応とする。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。